*行きます！*

*聞きます！*

*提案します！*

**こんなときは**商工会**へ**

商工会は、地域事業者の皆さまのビジネスやまちづくりのための活動を行うことを目的に法律（商工会法）に基づき設立された総合経済団体です。

事業者さまの経営に関するお困り事について、ご相談をお受けします。

気になること、分からないことがあれば、まずはお気軽のご相談ください。

**経営について相談したい**

職員が相談をお受けします。必要に応じて経営、税務、金融、法律などの専門家派遣を行い、適切な指導・助言を行います

**補助金・助成金を活用したい**

国や県、市の補助金情報や支援情報をご案内します。補助金等の申請書作成支援も行います。

**融資の相談がしたい**

経営に必要な資金について融資制度の説明や日本政策金融公庫及び県の融資制度の紹介、斡旋を行います。

**他社と交流がしたい**

青年部と女性部の活動があります。また、新会員向けセミナーや各種セミナーを開催しています。

****

**経理や税金の申告の相談がしたい**

専門職員による記帳や税務の指導、委嘱税理士による無料税務相談会を実施しています。また、個人事業主に限り、記帳や申告の代行支援（有料）もあります。

**労働保険に加入したい(労災・雇用保険)**

労働保険に関する各種届出や申告、保険料納付等の事務を委託（有料）できます。事業主の特別加入も委託可能です。

**経営に関する情報がほしい**

年６回発行の広報誌「商工いとしま」やメルマガ配信、ＨＰで補助金等の情報発信をしています。



糸島市前原北1-1-1

TEL:092-322-3535 FAX:092-322-1113

Email:itoshima@shokokai.ne.jp

HP: <https://ishokokai.net/>



糸島市商工会

**【商工会加入手続きについて】**

所定の「加入申込書」に必要事項をご記入の上、初年度の商工会会費、個人事業主は身分証明書のコピー、法人は登記簿謄本を添えて商工会窓口にご提出ください。ご提出後、理事会の承認を受けて「加入承諾書」をお届け致します。

※加入申込書は、商工会窓口または糸島市商工会ホームページにて配布しております。詳細については、お問合せください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業形態 | 商工会費（年額） | 備考 |
| 個人事業主 | １２，０００円 | 一律 |
| 法人企業 | １５，０００円 | 資本金１千万円未満 |
| 法人企業 | １８，０００円 | 資本金１千万円以上 |



**商工貯蓄共済**

・加入者は商工会員とその家族、従業員の方

・加入年齢は満6歳から満65歳まで

・加入期間は基本10年

・加入口数は被共済者1人につき20口まで

**月々の掛金は**

**1口2,000円**

健康診断費用も助成します。※条件あり

**この他にも「自動車任意保険」「火災保険」などをお取り扱いしております。**

**「事業に役立つ情報はないかな～」と思ったら、まずは商工会へご相談ください。**

**★全国商工会経営者休業補償制度**

ケガや病気で仕事が出来なくなった場合に備える所得補償です。仕事中だけでなく日常生活、旅行中のケガや病気まで、国内外問わず24時間365日補償。最長1年間の補償なので安心して治療を受けられます。

**★ビジネス総合保険制度**

事業をする上で起こりうる様々なリスクを総合的に補償します。PL、リコールによる賠償責任、施設管理、業務遂行、管理財物に対する賠償責任まで事業者に合わせた補償内容を選べます。

**★中小企業退職金共済制度**

従業員のための国の退職金制度です。掛金は全額損金扱いができ、新規加入時には国より掛金の助成制度があります(条件あり)。

ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ

糸島市商工会

TEL:092-322-3535 FAX:092-322-1113

Email:itoshima@shokokai.ne.jp

商工会では、経営を行う上でのリスクに備え、万が一の際の補償を提供する「共済」や「保険」を取り扱っています。商工会の「共済」や「保険」は、全国に商工会があるスケールメリットにより団体割引等が適用された割安な掛金・保険料で加入できるものもあります。

もしもの備えは万全ですか？商工会では共済を取り扱っています！

**【商工会会費について】**

　商工会会費は年額となっております。会費の納付につきましては、毎年６月と１２月に２回に分けてご請求いたします。

　口座振替による自動引き落としにご協力ください。

　　※口座振替依頼書は、商工会窓口にご用意しております。

**小規模企業共済**

【掛金】月額1,000円～70,000円で選択

　　　　加入後の掛金変更の可能

【特長】①掛金は全額所得控除できるため、節税効果あり

　　　　②積立金の範囲内で貸付

制度あり

　※共同経営者(専従者)も加入可能

(条件あり)

　※加入には条件あり

**経営者のための国の退職金制度**

**経営セーフティ共済**

【加入】引き続き１年以上事業を行っている

中小企業者

【掛金】月額5,000円～200,000円

【特長】①掛金は経費算入可能

　　　　②売掛金が回収困難になっ

た場合の貸付は積立額

の10倍の範囲内

**全国商工会会員福祉共済**

※補償内容により掛金が異なります。

・加入者は商工会員とその家族、従業員の方

・加入年齢は満6歳から満75歳まで

**仕事中だけでなく日常生活のあらゆるケガに対応**

**例えば、月額2,000円の掛金で**

**入金共済金　1日8,000円(1日目から)**

**通院共済金　1日3,000円(3日目から)**

**死亡共済金　最大1,000万円**

**万一取引先の倒産により債権回収が困難になった場合に貸付を受けられる国の制度**